

第 5 回

水上村農業委員会総会

議 事 錄

令和 7 年（2025 年）5 月 9 日
水上村農業委員会

第5回水上村農業委員会総会議事録

1. 令和7(2025年)5月9日第5回農業委員会総会のため、農業委員及び推進委員を水上村役場会議室に召集する。

1. 出席委員は次のとおりである。(12名)

席番号	氏名	席番号	氏名
1	藤田円香	7	山本広樹
2	松田一洋	8	愛甲純一
3	藤原珠美	9	椎葉仁吏
4	内田真治	10	川内ひと実
5	尾前重徳	11	五家一久
6	那須利八	12	川原隆治

1. 欠席委員は次のとおりである。(0名)

席番号	氏名

1. 関係者の出席を求めたもの。

産業振興課長兼務農業委員会事務局長 田代 浩幸

1. 本会議の書記は次のとおりである。

農業委員会事務局 打越 理瑛

1. 会議議案は次のとおりである。

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地利用集積等促進計画の決定について

議案第21号 非農地証明の交付申請について

1. 会議内容は次のとおりである。

日 時：令和7年5月9日

場 所：水上村役場「大会議室」

事務局 ご起立ください。よろしくお願いします。ご着席ください。
それでは会長、ご挨拶と総会の進行をよろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

(会長挨拶)

では、ただ今から令和7年第5回農業委員会総会を開会いたします。

議事録署名委員を指名します。

3番藤原委員、4番内田委員にお願いします。

さっそく議事に入ります。

議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について
を上程します。

事務局より説明お願いします。

事務局 説明いたします。

2ページをご覧ください。

番号の1です。

譲渡人、譲受人は資料をご確認ください。

土地の所在につきましては、湯山字上神揚にある農地1筆と
となります。

地目は台帳、現況ともに田、面積は 669 m²です。

場所につきましては 3 ページの赤枠部分をご覧ください。

神揚公民館の南側に位置します。

また、4 ページには現地写真を載せておりますので併せてご覧ください。

2 ページに戻っていただきまして、

申請理由は、譲渡人の申出による所有権の移転（売買）でございます。

作付（予定）作物は、水稻です。農地を農地として利用するので、特に近隣農地に影響を与えることはないものと考えております。

経営面積及び稼働人員・自作小作の別は表示のとおりです。

以上のとおりでございますが、農地法第 3 条第 2 項及び許可基準に農地等の所有権移転等の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合にはすることができないとされています。

まず、小作地につき小作者以外が取得する場合、

1 号の取得後に効率的に耕作等を行うと認められない場合、

2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようと/orする場合、

3 号の信託の引き受けによる取得

4 号の譲受人を含む世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合、

5 号の農地につき、所有権以外の権限に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合。

6 号の譲受人又は世帯員が権利取得後において、耕作等の内容、農地等の位置及び規模からみて、農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがある場合のいずれにも該当しないと思われます。

議長 この件については、松田委員と椎葉推進委員が現地調査を行っておりますので、結果について、
松田委員、報告をお願いします。

松田委員 5月7日、椎葉推進委員と事務局、私の3名で、現地調査を行いました。申請地は、事務局からも説明があったとおり、神揚公民館の南側にある農地です。所有権移転後は農地として再度利用されるということで、特に支障はないと思われます。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまから、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議案第19号については、全員賛成でございますので、許可と決定いたします。

では次に、議案第20号農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。議案1番と2番についてですが、●●委員が家族となられておりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定されている議事参与の制限により、当該议案の審議開始から審議終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(退室)

それでは事務局よりお願ひします。

事務局 番号 1 について説明いたします。
5 ページ目をご覧ください。
借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字上七代にある農地 1 筆です。
地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計 1,539 m²になります。
場所については、6 ページの赤枠部分をご覧ください。
里坊公民館の北東に位置します。
5 ページにお戻りください。
申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は金納で、10aあたり 12,020 円です。

次に、番号 2 です。
借受人、貸付人は資料のとおりです。土地の所在は、岩野字下七代にある農地 1 筆です。
地目は台帳及び現況ともに田で、面積は合計 1,979 m²です。
場所については、6 ページの青枠部分をご覧ください。
里坊公民館の北東に位置します。
5 ページにお戻りください。
申請理由は、賃借権の新規設定で、契約期間は 5 年です。
経営面積は表示のとおりです。
利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg で 4 袋です。

以上のとおりであります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件である。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。
- ② 賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。
 - イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③ 賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
 - イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
 - ロ. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ④ 所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意が得られていること。（共有の場合は二分の一を超える同意）
- ⑤ 賃借権を設定する農地ごとに、賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の同意が受けられていること。
- ⑥ 農地中間管理機構に対する農地中間管理権設定等又は農作業の委託を受ける所在、地番、地目及び面積において、当該土地ごとに下記の要件を備えること。
 - イ. 農用地であって、権利の設定又は移転の内容が農地法第5

条の規定により許可することができない場合に該当する農地でないこと。

口. 農用地区域内の土地であって、農業振興地域の整備に関する法律の規定にある開発行為に該当し、同法により許可をすることができない場合に該当しないこと。

以上の各要件を満たしていると思われます。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20番号1・2については、計画のとおり意見決定します

●●委員の入室・着席を許可します。

(入室・着席)

●●委員に申し上げます。議案第20号番号1・2については、適切であると決定したことを報告します

次に、同じく議案第20号 農地利用集積等促進計画についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

番号の 3 です。

7 ページをご覧ください。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字高城にある農地 1 筆で、地目は台帳及び現況とも田です。

面積は合計 1,027 m²となっています。

場所については、8 ページの赤枠部分をご覧ください。湯山保育所の南西に位置します。

7 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の再設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg で 2 袋です。

次に、番号の 4 です。

借受人、貸付人は資料のとおりです。

土地の所在は、湯山字中覚井にある農地 5 筆で、地目は台帳及び現況とも田です。

面積は合計 4,997 m²となっています。

場所については、9 ページの赤枠部分をご覧ください。湯山覚井公民館の東に位置します。

7 ページにお戻りください。

申請理由は、賃貸借の新規設定で、契約期間は 5 年です。

経営面積は表示のとおりです。

利用目的は水稻、賃借料は物納で、全部で米 30 kg で 8 袋です。

以上のとおりですが、

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の要件である、

- ①農用地利用集積計画の内容が基本方針及び農地中間管理事業規定に適合するものであること。
- ②賃貸借の設定等を受けた後において次に掲げる要件の全てを備えることとなること。
- イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- ③賃貸借の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
- イ. その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められること。
- ロ. その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ④所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸借、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意が得られていること。（共有の場合は二分の一を超える同意）
- ⑤賃借権を設定する農地ごとに、賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の同意が受けられていること。
- ⑥農地中間管理機構に対する農地中間管理権設定等又は農作業の委託を受ける所在、地番、地目及び面積において、当該土地ごとに下記の要件を備えること。
- イ. 農用地であって、権利の設定又は移転の内容が農地法第5条の規定により許可することができない場合に該当する農地でないこと。
- ロ. 農用地区域内の土地であって、農業振興地域の整備に關

する法律の規定にある開発行為に該当し、同法により許可をすることができない場合に該当しないこと。

以上の各要件を満たしていると思われます。

説明は以上です。

議長 ただ今の事務局の説明について、何か異議はありませんか。

(意見、異議なし)

異議がありませんので、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号 番号3-4については、計画のとおり意見決定します。

続いて、議案第21号 非農地証明交付申請についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。

10ページをご覧ください。

申請人は資料をご確認ください。

土地の所在は、湯山字崩尾にある土地1筆です。

位置につきましては、11ページをご覧ください。

旧湯山小学校の西に位置します。

また、12ページには現地の写真を載せておりますので併せてご確認ください。

10ページにお戻りください。

台帳地目は畠で現況は雑種地、面積は 6,394 m²です。

申請理由といたしましては、耕作不適当等のやむを得ない事情により耕作放棄され、自然かい廃し、今後農地として利用される可能性がないということでこの非農地証明が申請されております。

説明は以上です。

議長 この件につきましても、松田委員と椎葉推進委員、事務局の3名で現地調査を行っておりますので、松田委員よりご報告をお願いいたします。

松田委員 報告いたします。

5月7日、椎葉推進委員と事務局との3人で現地の調査を行いました。

現地は荒廃（こうはい）が進んで原野と化しており、所有者も今後耕作する意思もないということで、非農地と判断してもよいかと思われます。以上、報告を終わりります。

議長 只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、申請のとおり意見決定致します。

(13 時 40 分)

この議事録は、書記の記載したものでその正確を証するためにここに証明する。

議長 那須利八

署名委員 藤原珠美

署名委員 内田真治

事務局 続いて、報告第 8 号 許可不要転用届についてを上程します。
事務局より説明お願いします。

事務局 それでは、説明いたします。
13 ページをご覧ください。
申請人は資料をご確認ください。
村事業である陸上競技場を整備するための許可不要転用届です。
土地の所在は、湯山字下覚井にある農地 12 筆と南覚井にある農地 2 筆の合計 14 筆です。
位置につきましては、14 ページをご覧ください。旧湯山小学校の北に位置します。
また、15 ページには陸上競技場の図面も添付しておりますので併せてご確認ください。
農地法第 4 条第 1 項第 6 号の規定により、土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合、許可不要転用届の届出をすることで転用することができるとされております。
説明は以上です。

議長	只今の報告、事務局の説明について、質問意見等ございますか。
議長	これは、工期はいつまでですか？
事務局	令和7年4月1日から令和8年4月31日までが工期予定で、令和9年夏秋ごろ完成予定と聞いています。
	他に意見はありませんか。
議長	(意見なし)
	続いて、報告第9号 農地法第3条の規定による届出書の報告についてを上程します。 事務局よりお願いします。
事務局	説明します。 16ページをご覧ください。 こちらは、相続による農地所有者の異動を届け出るために提出されました。 土地の所在は、岩野字小立目にある土地1筆と西ノ園にある農地4筆の合計5筆です。 位置につきましては、17ページをご覧ください。里坊公民館の周辺に点在します。 今後は、農業公社を通して、これまで賃貸借していた扱い手との賃貸借権の再設定が行われる予定です。
議長	提案した議案は以上のとおりでありますので、第5回農業委員会総会を閉会します。

(13 時 49 分)